

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 33 号

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

川西市学校給食費の徴収等に関する規則（令和3年川西市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
付 則	付 則 <u>(小学校に係る学校給食費の特例)</u> 5 <u>令和8年度から当分の間、川西市立小学校において実施する学校給食に係る学校給食費の年額については、第5条第1項本文の規定にかかわらず、別表中欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める1食当たりの学校給食費の額からそれぞれ312円を減じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に標準実施回数に乗じて得た額とする。ただし、当該学校給食を受ける児童の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>

の規定により教育扶助を受けている場合は、この限りでない。

(特別支援学校に係る学校給食費の特例)

6 令和8年度から当分の間、川西市立特別支援学校（小学部に限る。）において実施する学校給食に係る学校給食費の年額については、第5条第1項本文の規定にかかわらず、零とする。ただし、当該学校給食を受ける児童の保護者が生活保護法の規定により教育扶助を受けている場合又は特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定により学校給食費の全額について支弁を受けている場合は、この限りでない。

7 前項の規定にかかわらず、令和8年度から当分の間、当該学校給食を受ける児童の保護者が特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の規定により学校給食費の半額について支弁を受けている場合における川西市立特別支援学校（小学部に限る。）において実施する学校給食に係る学校給食費の年額については、第5条第1項本文の規定にかかわらず、別表中欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める1食当たりの学校給食費の額からそれぞれその半額を減じて得た額に標準実施回数を乗じて得た額とする。

別表（第5条関係）

種別	区分	1食当たりの 学校給食費
小学校 及び特 別支援 学校	主食、副食及 び牛乳	<u>302円</u>
	牛乳飲用停止 給食	<u>227円</u>
	副食停止給食	<u>118円</u>
	牛乳のみの給 食	<u>75円</u>
	米飯のみの給 食	<u>43円</u>
中学校	主食、副食及 び牛乳	<u>345円</u>
	牛乳飲用停止 給食	<u>270円</u>
	副食停止給食	<u>124円</u>
	牛乳のみの給 食	<u>75円</u>
	米飯のみの給 食	<u>49円</u>

別表（第5条関係）

種別	区分	1食当たりの 学校給食費
小学校 及び特 別支援 学校	主食、副食及 び牛乳	<u>335円</u>
	牛乳飲用停止 給食	<u>256円</u>
	副食停止給食	<u>139円</u>
	牛乳のみの給 食	<u>79円</u>
	米飯のみの給 食	<u>60円</u>
中学校	主食、副食及 び牛乳	<u>383円</u>
	牛乳飲用停止 給食	<u>304円</u>
	副食停止給食	<u>148円</u>
	牛乳のみの給 食	<u>79円</u>
	米飯のみの給 食	<u>69円</u>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。